

大和市告示第81号

大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年大和市条例第27号）第14条第2項の規定により、小規模受水槽水道検査機関を次のとおり指定した。

平成27年4月9日

大和市長 大 木 哲

1 指定した日

平成27年4月6日

2 指定した者

名 称	主たる事業所の所在地	検査の業務の 開始年月日
株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号	平成27年5月1日